

令和 5年5月29日

奈良県議会議長

岩田 国夫殿

氏名 井岡 正徳



令和5年度4月分政務活動費に係る収支報告書について

奈良県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項(第3項)の規定に基づき、別紙のとおり令和5年度4月分政務活動費収支報告書を提出します。



令和5年度政務活動費収支報告書

氏名 井岡正徳

1. 収入

政務活動費 280,000 円

2. 支出

(単位：円)

経費	支出額	備考
調査研究費	1,950	奈良政策研究会会費
研修費	0	
広聴広報費	504	ホームページサーバー代
要請陳情等 活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	9,037	新聞代
事務所費	43,804	事務所賃料、電気代等
事務費	11,628	電話代、コピー機リース料
人件費	96,750	職員給与
合計	163,673	

3. 残余

116,327 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

会計帳簿

会派・議員名 井崎 正彦

(単位:円)

年月日	領収書等 整理番号	具体的な内容・使途	収入額	支出額	按分率 (%)	政務活動費 充当額	使途項目(充当の内訳)					事務費	人件費
							調査研究費	研修費	広聴広報費	政治団体経費助成	会議費		
R5.4.3	1	コピー機リース料 4月分		15,012	50.0	7,506						7,506	
R5.4.4	2	レンタルサーバー代 4月分		2,200	50.0	1,100						1,100	
R5.4.6	3	ホームページサーバー管理費 (4月分)		1,008	50.0	504	504						
R5.4.14	4	ガソリン代		4,090	25.0	1,022	1,022						
R5.4.19	5	駐車場代 5月分		21,250	16.6	3,527				3,527			
R5.4.19	6	事務所賃料 4月分		75,000	50.0	37,500				37,500			
R5.4.19		政務活動費(4月分)受け入れ	280,000										
R5.4.21	7	電気代 4月分		16,733	16.6	2,777				2,777			
R5.4.25	8	固定電話・インターネット 4月分		18,209	16.6	3,022						3,022	
R5.4.26	9	新聞代 4月分(朝日、奈良、日経)		13,324	50.0	6,662				6,662			
R5.4.26	10	新聞代 4月分(赤旗)		930	50.0	465				465			
R5.4.27	11	新聞代 4月分(聖教新聞、公明新聞)		3,821	50.0	1,910				1,910			
R5.4.27	12	ガソリン代		3,715	25.0	928	928						
R5.4.28	13	人件費 4月分		120,000	50.0	60,000							60,000
R5.4.28	14	人件費 4月分		73,500	50.0	36,750							36,750
月計		差引残高(収入-政務活動費充当額)16,327	280,000	368,792		163,673		504		1,950		43,804	96,750
累計		差引残高(収入-政務活動費充当額)16,327	280,000	368,792		163,673		504		1,950		43,804	96,750

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

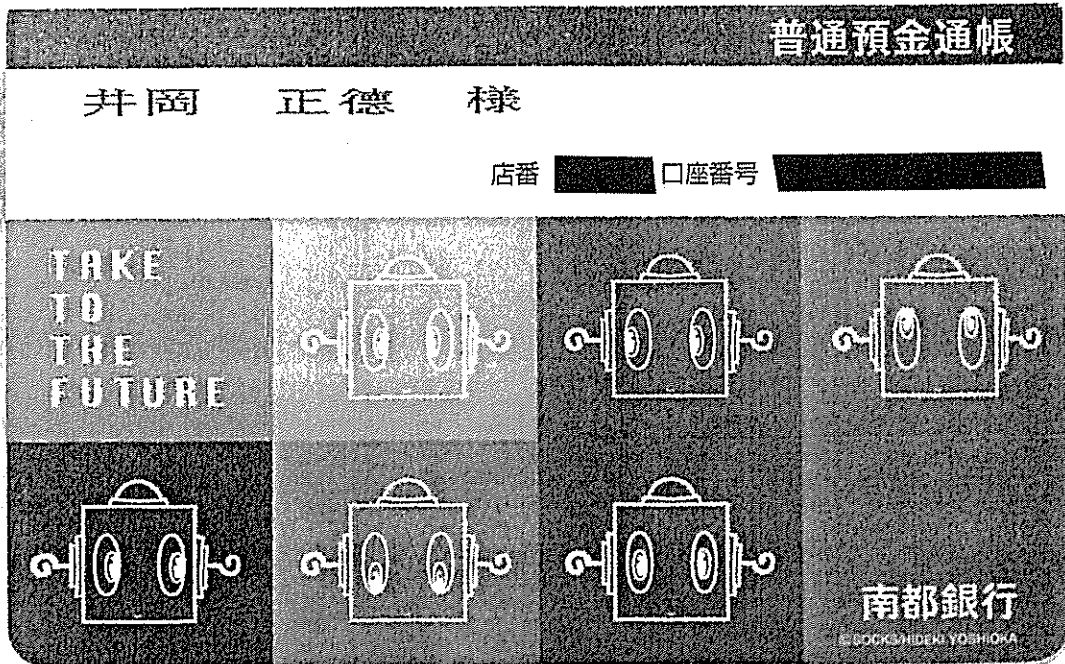
使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					コピー機リース代として、政務活動と後援会との按分で1/2とした。
/	4/3	15,012	50%	7,506	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）

コピー機リース料 4月分



05-04-03 口座振替 15,012 ショッピング

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費	
会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					乙

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）

レンタルサーバー代 4月分 別添参照

DC CARD ご利用代金明細書

2023年 4月 23日 作成

三友JFJニオス株式会社 福岡支店センター
〒812-8607 福岡市博多区下川崎町
9-3 和国ビル 4F
TEL 092-86071158

2023年 5月 10日
お振込口座番号 MF057982
https://jalcard.jal.co.jp/rd/campaign_dc/

JALカード JALカード マイルがたまる おトクなキャンペーン一覧
マイルが2倍たまる特約店をもっとおトクにご利用いただけるキャンペーン情報はここでチェック!

WEBサービスのID・パスワード取扱いに関するご注意とお願い
会員の皆様、当社WEBサービスのID・パスワードを他のサイトで兼用されている場合、不正にログインされたサイト上に登録していたID・パスワードを盗み見られ、本人認証をするオンラインショッピング加盟店でクレジットカードを不正に利用されてしまう可能性があります。

24時間365日モニタリングの取組みについて
当社では、お客様のカードに異常が発生していないか、24時間365日体制でモニタリング(不正利用の監視)を行っております。

海外のホテルやレンタカー会社からの追加請求について
ホテルのチェックアウト後に判明したご利用分(食料代、ミニバー、冷蔵庫、電話代等)や、レンタカーを返却した後に判明したご利用分(修理代、交通違反の反則金、ガソリン代等)は、後日追加請求される場合があります。

海外でのご利用に関するご注意
海外でのご利用時に、現地通貨建てのほか、日本円建てを選択できる場合があります。

2023年 5月 10日
56,200円
リボ払い・カードローンのご案内
150万円
リボ払い
5,000円
カードローン
10,000円

ご利用可能枠
クレジット
100万円
リボ払い
5,000円
カードローン
10,000円

手数料情報(実質年率)
リボ払い 15.000%
キャッシング 17.950%
カードローン 15.000%

ご利用明細
23.04.04V 1 ジャストシステム ネットサーフェ
2,200
56,200
56,200

ご利用明細
23.04.04V 1 ジャストシステム ネットサーフェ
2,200
56,200
56,200

ご利用明細
23.04.04V 1 ジャストシステム ネットサーフェ
2,200
56,200
56,200

ご利用明細
23.04.04V 1 ジャストシステム ネットサーフェ
2,200
56,200
56,200

ご利用明細
23.04.04V 1 ジャストシステム ネットサーフェ
2,200
56,200
56,200

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和 5 年 4 月請求分

用途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動 費充当額	按分率の説明
					ホームページ紙面内容により按分 1 / 2 令和 5 年 4 月分
3	4/6	1,008	50%	504	

※この様式には領収書 1 枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

12100 × 1/12 ≒ 1008円(4月分)

領 収 証 井岡 正徳 様 No. _____

金額	〒 12100 -
----	-----------

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/

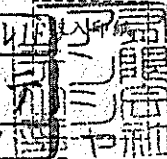
但 2023. 4. 1 ~ 2024. 3. 31 (サバ-利用代金)

2023 年 4 月 6 日 上記正に領収いたしました

消費税額等 (%)	
消費税額等 (%)	

登録番号

奈良市佐紀町1番地 城田ビル1F
 有限会社 アンシャン
 電話 0742-30-4467



領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

用途項目	
調査研究費	研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議	資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動、私的活動を併用して使用 按分1/4
4	4/14	4,090	25%	1,022	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）



納品書(領収書)

2023年04月14日 09:27



EnKey (一般提供)

車両番号 実車番

0026-00

レギュラーガソリン P-18

26.39L

159円 ￥4,196

(GRクーポン値引) 4円 - ￥106

値引後単価 155円 ￥4,090

合計 ￥4,090

(消費税10%対価) ￥4,090

内消費税等 ￥372

クレジット支払

有効期限: XX/XX NC

支払方法:一括払い

承認番号: 0004434

現在ご利用中の場合は領収書控えを併せてお読みください。

当領収書は、領収書の代りとして領収書を納品書としてご利用ください。

ご利用ください。

お問い合わせは、0744-34-5205までお願いいたします。

ミータス(株) 関西支店

田原本SS

奈良県磯城郡 田原本町

大字千代846-1

TEL:0744-34-5205 SS-640103

FAX:0744-34-5205 TEL:0744-34-5205

通番17-41495

5興野

2023/04/14

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和 5 年 4 月分請求分

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					5

※この様式には領収書 1 枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

駐車場代 5 月分

ちゅうしんキャッシュサービス

ご利用明細票

専らご利用いただきありがとうございます。お取扱明細票を
どうぞお確かめください。裏面もご覧ください。

お取扱日	取扱金額・店番・通番	
05 04 19	1668011X-2722	
お取引店	口座番号	
1668-	[REDACTED]	
お取引金額	お引出	お取引金額(円)
手数料	¥0ペーシ	¥21,250*
時刻	09:36	
説明コード	お取引後残高(円)	
奈良中央信用金庫		
[REDACTED]		
ナナトガイ様		
イオカ マサノリ様		
[REDACTED]		
ちゅうしんのカードご利用の場合		
ATM 入金 手数料		
～フルタイム 0円～		

ご案内またはお振込み明細

印紙税申告納
税務署承認済

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					事務所賃料
6	4/19	75,000	50%	37,500	政務活動及び後援会での按分 1 / 2

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）

事務所賃料 4月分

ちゅうしんキャッシュサービス

ご利用明細票

専らご利用いただきありがとうございます。お取引明細票をどうぞお確かめください。裏面もご確認ください。

お取引日	取扱金庫・店番・通番					
05 04 19	1668011メ-2726					
お取引店	口座番号					
1668-	[REDACTED]					
お取引金額	万円	千円	円	10円	5円	1円
お取引	お引出					
手数料	¥0(パーセント)			お取引金額(円)		
時刻	09:38			¥75,000*		
説明コード	お取引後残高(円)					
奈良中央信用金庫						
[REDACTED]						
カネセイワブツリウ様						
イオカ マサノリ様						
[REDACTED]						
ちゅうしんのカードご利用の場合						
ATM 出金 手数料						
~フルタイム 0円~						

この案内またはお振込み明細

印紙税申告納
税務署承認済

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					7

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

従量電灯B	(参考) 託送料金相当額(再掲) うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	5,258円 139円92銭
※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。		

(注) 本欄に本欄に「ご請求に関するお知らせ」はごさいません。

5年 5月分 ご請求に関するお知らせ			
初回振替日	5月24日	再振替予定日	6月2日
5月分料金の振替日は5月24日となります。 なお、振替日に引落しができなかった場合は、 6月2日に、再度引落しをさせていただきます。			

電気料金領収済のお知らせ	
下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。	
ご契約種別	従量電灯B
年 月 分	5年 4月分
領 収 金 額	16,733円 *****
消費税等相当額(再掲)	1,521円
ご使用期間	3月9日～4月10日
ご使用量	659kWh
振 替 日	4月21日

口座名義	井岡 正徳 様	印紙税申告納付につき北 税務署承認済
店 舗	1668- [] 口座番号 []	

◎口座振替による領収の場合、お客さま情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客さまからのご希望がある場合にのみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただいております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
<ご使用場所> 磯城郡田原本町大字阪手630-10

単 価 名 称	月 分	従量電灯B	
		1kWhにつき	-----
燃 料 費 調 整	当月分	-4円76銭	-----
	翌月分	-4円76銭	-----
再エネ発電促進課金	当月分	1円40銭	-----

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和 5 年 4 月分請求分

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					8

※この様式には領収書 1 枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

NTTファイナンス株式会社 増付料金資料金額領収証
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) 0744-33-0506

ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)
井岡 正徳 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2023年 5月12日発行)

2023年 4月ご請求分		(2023年 4月25日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)		18,209 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	南都銀行	
口座番号 ACCOUNT	[REDACTED]	

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費	・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費	・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					朝日新聞・奈良新聞・日経新聞購読代金 事務所賃料と同率按分
9	4/26	13,324	50%	6,662	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）



2023 年 4 月 度

領収証

お問合せ番号

阪手630-10

井岡 正徳 様

銘柄	部数	金額
朝日新聞※	1	4,400
奈良新聞※	1	3,024
日経新聞Wプラン※	1	5,900

合計

¥13,324-

上記金額には消費税を含んでいます。

※は軽減税率対象(8%) ん ぶ ん

朝日新聞 産経新聞 日本経済新聞 奈良新聞

ASA田原本 株式会社アスモ

磯城郡田原本町563-1 (TEL)0744-32-2224



4/26

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					10

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）

井岡 正徳



領収書

新聞・雑誌名
「しんぶん赤旗」日曜版

部数 金額
1 930

930円

2023年 4月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党中南和地区
「赤旗」中南和出張所
大和高田市池尻 100-6
TEL 0745-23-6323

*印は税率8%

領収日

4/26

振替



領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和 5 年 4 月分請求分

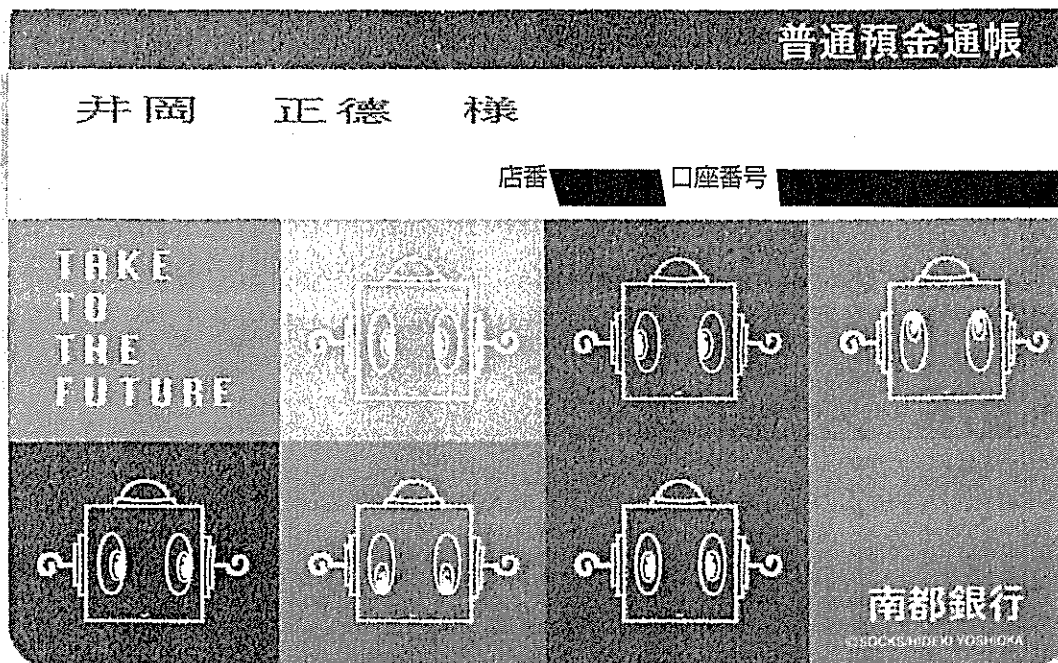
使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議費 ・ 資料作成費 ・ <u>資料購入費</u> ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					公明新聞 (1,887 円) 聖教新聞 (1,934 円) 購読代金 事務所賃料と同率按分
//	4/27	3,821	50%	1,910	

※この様式には領収書 1 枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。(縮小しないでください。)

購読代金 4 月分



05-04-27 口座振替 3,821 円 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費 会議 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費	

整理 番号	支払年月日	支出額	按分率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動、後援会活動、私的活動を併用 して使用 按分 1 / 4
12	4/27	3,715	25%	928	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）



納品書(領収書)

2023年04月27日 10:03

添上

様

ENEKey (一般加盟店)

車両番号 実車番

0026-00

レギュラーガソリン P-18

24.44L *

156円 ￥3,813

(QRクーポン値引) 4円 - ￥98

値引後単価 152円 ￥3,715

合計 ￥3,715

(消費税10%対象) ￥3,715

内消費税等 ￥338

クレジット支払

有効期限: XX/XX-NC

支払方法: 一括払い

承認番号: 0002941

現金では無いので領収書は控えとしてください。

領収書に表示の金額は税込金額です。

消費税は、税込金額に含まれています。

消費税は、税込金額に含まれています。

ミータス (株) 関西支店

田原本SS

奈良県 磯城郡 田原本町

大字千代346-1

TEL: 0744-34-5205 SS-640103

サイトNo 3668-06 テレ-ホNo 1601-1604

共通番号17-46475

008龍田

2023/04/27

領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目

調査研究費 ・ 研修費 ・ 広聴広報費 ・ 要請陳情等活動費
会議費 ・ 資料作成費 ・ 資料購入費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動 費充当額	按分率の説明
					政務活動と後援会活動より1/2の按分
13	4/28	120,000	50%	60,000	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）

領収書

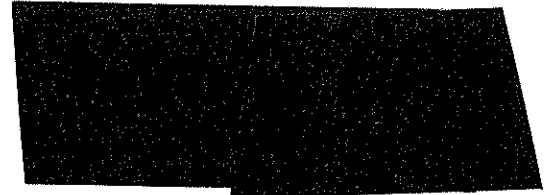
発行日：2023年4月28日

井岡 正徳 様

合計金額 (消費税込)	¥120,000-
----------------	-----------

但し、2023年4月分の給与として、上記正に領収いたしました。

小計	¥120,000-
消費税	



領収書等添付用紙

会派・議員名 井岡 正徳

令和5年4月分請求分

使途項目	
調査研究費	研修費
広聴広報費	要請陳情等活動費
会議費	資料作成費
資料購入費	事務所費
事務費	人件費

整理 番号	支払年月日	支出額	按分 率	政務活動費 充当額	按分率の説明
					政務活動と後援会活動より1/2の按分
14	4/28	73,500	50%	36,750	

※この様式には領収書1枚を添付してください。

領収書がはみ出す場合は、別紙として添付してください。（縮小しないでください。）

領 収 書

井岡事務所 御中

発行日 令和5年4月28日

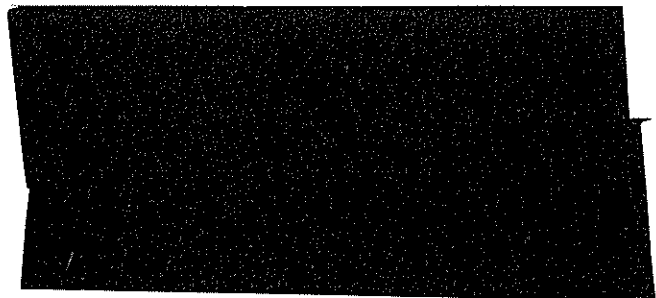
¥ 73,500

但し 令和5年4月分 給与として
上記正に領収いたしました。

内 訳

税抜金額 ¥

消費税額 ¥



第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和5年4月6日				
表題	奈良県議会議員 井岡正徳 県政報告 ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告や活動報告を行い、意見や要望を求める。				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会や政党等、ブログ・ツイッターへのリンク)				
内容	各種政務活動の報告 メール等により県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー使用料	アソシオンテ	1,008 円	年額定額の 1 / 12	3
		※ 12,100 × 1/12 ≒ 1,008 円 令和5年4月分 1,008 円の 50% 充当 504 円			
備考	ホームページアドレス : http://www.ioka.jp/ 添付資料 ホームページ保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

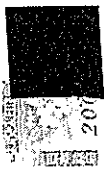


ホームページ制作業務委託契約書



委託： 井岡事務所

受託： 有限会社アンソニャンテ



ホームページ制作業務委託契約書

共同事務所（以下「甲」という。）と有限会社アシジャナ（以下「乙」という。）とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

甲及び乙は、以下のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年8月3日

甲

井岡正徳

乙



第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書及び口頭にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見直し

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリーンショット等とを組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の手裏、画像等のスキーマ（デジタルライズ）。
3. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、両者協議の上で定めることとする。
2. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。
3. 乙が制作物を納品した後、30日間は試用期間とし、甲より提示された仕様を満たさない箇所については、乙の負担にて修正を行う。ただし、大幅な仕様の変更や機能の追加、デザインの修正が必要であると乙が判断した場合、乙は再見積を提出することができる。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上に制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 料金の支払条件は、別紙「分割支払条件」に定める通りとし、振込手数料が必要な場合は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合を除き、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲が本契約の遂行のために負担した業務（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合は、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキーマは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第9条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配置された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第10条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリーンショット等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に因する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中で制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用权は乙に帰属する。
3. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
4. 甲は、乙の文書による同意なしに制作物の使用权、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第11条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の履行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様書の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第12条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作料金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第13条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相応な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第14条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づき制作料金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第15条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第16条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第17条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第18条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約に関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第19条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。



令和5年度事務所状況報告書	
会派・議員名 井岡 正徳	
①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10 電話 0744-33-0506 延べ床面積 149.56㎡（供用分32.387㎡を含む）の内40.56㎡
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他（関連会社の事務所等）
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件（賃貸借契約先 株式会社 西和物流）所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸有） <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人（登記簿の目的に不動産の賃貸無）
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態による場合（使用面積による） <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積40.56㎡（a）うち政務活動使用面積 20.28㎡（b） $(b)/(a) = 20.28/40.56$ <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">按分率 1/2</div>
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 （按分率の考え方：事務所使用面積で按分）
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1/6 （按分率の考え方：他事務所及び後援会・政党事務所との面積按分）
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 （按分率の考え方：事務所使用面積で按分）
⑨備考	※駐車場及び光熱費（電気代のみ）については、他事務所及び後援会・政党事務所との面積の 1/6 を按分している。

注 賃貸借（事務所・駐車場）の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書(事務所用)

貸主 株式会社西和物流(以下甲という)と 借主 井岡正徳(以下乙という)とは
重要事項説明書記載事項を確認の上、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

第1表 賃貸借物件の表示

物件名称 西和物流 阪手第2貸事務所
所在地 奈良県磯城郡田原本町阪手630番地の10
物件構造 木造モルタル壁 2階建 一棟のうち2階及び3階部分
床面積 2階の20.25㎡部分及び3階20.31㎡すべて
(1階59.19㎡及び2階の別途使用分17.363㎡、供用分32.387㎡を除く)

第2表 賃貸借期間

契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月1日迄

第3表 賃料その他の負担

家賃 月75,000円

(総則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲の所有する本物件を、この契約書に記載されている条
件で乙に賃貸する。

(使用目的)

第2条 乙は本物件を事務所用のみに使用し、その目的以外には使用しないものとする。

(契約の期間)

第3条 この契約の期間は頭書に表示記載する期間とし、契約期間の満了時において、
甲乙または、そのいずれか一方より何らの申し出がない場合、同一条件で契約が更新され
るものとする。

(賃貸借料)

第4条 本物件の家賃は、頭書の通りとし甲の指定する方法で支払うものとする。尚契
約時の賃貸借料及び共益費等で一カ月未満の賃料は日割計算とする。

(賃借人の管理義務及び諸費用)

第5条 (1) 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件を保全し、使用しなければならな
い。

- (2) 乙は自己又はその使用人、顧客等の故意・過失等により、建物及び設備等を
故障・破損・滅失させたときは、甲に対してその賠償をしなければならない
(4) 本物件の設備・備品等の一切を乙が管理し、費用の負担をすること。
(5) 町内会費等の町内の出費に関する乙の該当費用の支払いは乙の負担とする。
(6) その他本物件の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるものは、乙
が支払わなければならない。

(賃貸借料等の改訂)

第6条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、賃
借料・共益費及び駐車場料等の額の改訂を行うことができる。

- (1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に変動が生じたとき。
(2) 建物の維持管理費用、火災保険料、地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
(3) 建物に改良が施されたとき。

(公租公課)

第7条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃借人の承諾を必要とする事項)

第8条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による
承諾を得なければならない。

- (1) 本物件を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。
(2) 本物件の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び敷地の現状を変更
しようとする時。

(賃借人の届出事項)

第9条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を
書面によって届け出なければならない。

- (1) 乙又はその使用人が、引越ぎ1ヶ月以上本物件に於いて事務所として使用し
なくなる時。
(2) 乙の住所もしくは氏名に変更が生じたとき。
(3) 乙が死亡又は解散したとき。
(4) 本物件が滅失したとき、又はそのおそれがあるとき。

(禁止事項)

第10条

- (1) 乙は甲の承諾なしで、本物件の全部又は一部を、転貸し、もしくは本物件の賃
借権を譲渡してはならない。
(2) 乙は衛生上、風紀上、社会生活上害となり、近隣の苦情をかもすなど他
の賃借人に迷惑となる行為をしてはならない。
(3) 乙は本物件内にて動物の飼育及び所要の設備のある箇所以外での炊事、
宿泊をしてはならない。

(解約予告)

第11条

- (1) 乙は賃貸借期間内であっても甲に対し、1ヶ月の予告期間をもってこの契約の解約を申し入れることができる。この場合、この契約は予告期間の満了と同時に終了する。ただし乙は上記予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時解約することができる。
- (2) 前項の規定による解約申し入れ又は即時解約は、甲所定の解約届出書によるものとし、甲の書面による承諾なくして乙はこれを撤回しまたはとり直すことができない。

(契約解除権)

第12条 甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告その他の法定の手続きによらず、本契約を解除できるものとする。

- (1) 本物件を風紀衛生上好ましくない状況で使用し近隣に迷惑を及ぼすとき。
- (2) 申込書等に虚偽の事項を記載し、不正な方法により本契約をなしたとき。
- (3) 暴力団事務所、又は犯罪行為等に使用されたとき。
- (4) 賃料等を1ヶ月以上滞りしたとき。
- (5) 賃料等の支払いが度々遅延し甲乙間の債権関係を著しく害されたと甲が認めるとき。
- (6) 財源の差押え、仮差押え、仮処分等を受け、もしくは競売、破産等の申し立てを受けたとき。
- (7) 銀行等金融機関の取引停止処分があったとき。
- (8) その他この契約の各条項のひとつにでも違反したとき。

(立入点検ならびに原状回復義務)

第13条

- (1) 甲が建物の管理上本物件に関し調査を求めたときは、乙はこれに協力しなければならぬ。
- (2) 乙は本物件から退去しようとするときは、退去する日までに賃貸借当時の原状に回復しなければならぬ。
- (3) 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の費用をもって代行するも乙は異議なきものとする。

(火災及び天災)

第14条

- (1) 本物件が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了する。
- (2) 乙は甲の責任にもとずかず、本物件が天災、火災、盗難等の被害に遭った場合、その損害を甲に請求してはならない。

(協賛)

第15条 本契約に定めのない事項が発生したときは、関係の法規及び一般慣習等に従い道義的に解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に關する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

(特約事項)

- 1、この賃貸契約は5年限りとするが、貸主の了解があれば契約更新できる。
- 2、本物件1棟の内、実質占有面積 40.56 m²は井岡正徳の政務活動用として使用することとし、1階及び2階の一部は別途乙と契約を締結することとする。

● 家賃等の支払いは【銀行振込】となっておりまして下記口座に振込みをお願いします。

(銀行名) 奈良中央信用金庫

(支店名)

(口座種別)

(口座番号)

(口座名義人) (株)西和物流 (西和アパレル)

※『振込手数料』は『貸借人』の負担となります。

この賃貸借契約の締結を証するため未契約書式通を作成し、当事者 記名押印のうえ、甲乙各一通を保有する。

令和2年4月1日

甲 (貸借人)

住所 奈良県橿原市本町阪手630番地
氏名 株式会社西和物流
電話 代表取締役 萩原良介

乙 (貸借人)

住所
氏名
電話

井岡正徳

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 テナント会 代表者 露崎耀と 賃借人 井岡正徳 との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人は、その管理する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその管理する自動車の駐車の目的をもってこれを賃借する。

1. 自動車の保管場所（車庫）の所在

奈良県磯城郡田原本町大字阪手 629 番地の 1 他

第2条 賃借料は、壹ヶ月・金 21,250 円也を、賃借人は毎月月末までに翌月分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。尚、消費税は含まない。

第3条 契約期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日迄とするが、双方異議がない場合は、本契約は一年ごとに自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

第4条 賃借料の変更の場合は、賃貸人より期間満了の壹ヶ月前までに申し入れるものとする。

第5条 賃貸人は、賃借人が次の項に該当する場合、催告をしないで直ちに本契約を解除できるものとする。

1. 賃料の支払いを、壹ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸人の定めた、管理規則に違反したとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第6条 賃借人は、賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならない。

第7条 賃借人またはその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及びその保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは賃借人はすみやかにその損害を賠償すること。

第8条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害については一切責任を負わないものとする。

第9条 賃貸人、賃借人は壹ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができるが、賃借人については壹ヶ月分の賃借料に相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第10条 (特約事項)

1. 賃借料の支払いは借主からの振込とする。尚、振込料は借主の負担とする。
2. 本駐車場は、テナント会の管理規則に基づき供用するものとする。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名捺印のうえ各巻通を所持します。

平成28年4月1日

賃貸人 住所 奈良県磯城郡田原本町大字阪手 623 番地
氏名 テナント会
電話 0744-33-4095

賃借人 住所
氏名 井岡 正徳
電話

印

令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和5年4月1日～令和5年4月30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料（賃金）	120,000円 （ <input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給）
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合（政務活動＋後援会活動） → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

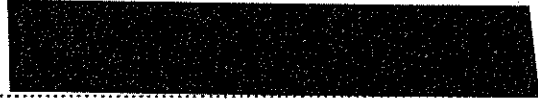
契約期間	自 令和5年4月1日 至 令和5年4月30日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 13時00分 至 17時00分	
	休憩時間	なし	
休 日	基本は日・祝祭日・火曜日・木曜日		
賃 金	給与区分	月給	
	基本給	月給 120,000円	
	諸手当	なし(給与に含む)	
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%	
		法定休日125% 法定外休日125%	
	締切日/支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし		
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和5年4月1日

労働者氏名

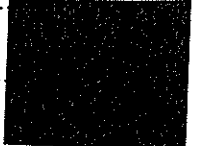


所在地



事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳



令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名 住所 電話番号
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和5年4月1日～令和5年4月30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	時給1,000円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和5年4月1日 至 令和5年4月30日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手 630 番地 10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 9時00分 至 13時00分 週5回	
	休憩時間	なし	
休 日	基本は日・祝祭日・土曜日		
賃 金	給与区分	時 給	
	基本給	時 給 1,000 円	
	諸手当	なし (給与に含む)	
	割増賃金率	法定時間外 125% 所定時間外 125%	
		法定休日 125% 法定外休日 125%	
	締切日/支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし		
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する 30 日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和5年4月1日

労働者氏名.....

所在地.....

事業主 名 称.....

氏 名...井岡 正徳.....

